

2024 年度

いずもで新生活応援助成金 >>>ご案内<<<<

【R6.4.1】

新婚世帯および子育て世帯の県外からの移住・定住を支援するため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。



出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp



1. 申請資格…県外から移り住んだ新婚世帯または子育て世帯に属する方で、以下の①～⑨の全てに該当する方

- ① 県外に5年以上引き続き居住し、転入から一年を経過しない方で、本市に助成金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有する方。
- ② 市内事業所（市内に本店、支店等を有する法人（個人事業者を含む））に新たに雇用（当該市内事業所の市内の本店や営業所等に勤務）され雇用保険に加入する方。（国家公務員または地方公務員、それらに準ずる勤務条件の場合を除く）
- ③ 助成対象期間中、新婚・子育て中のUターン者の目線で「出雲暮らしの魅力」を、市が運営する定住支援サイト内のブログで情報発信（月1回以上）し、市が実施するUターン施策に協力していただける方【毎月情報発信報告書を提出してください】
 → 情報発信報告書とは、ブログ更新や個人のFB等から「出雲暮らしの魅力」を情報発信した際に、記載していただく様式になります。
- ④ 原則、民間賃貸住宅入居に関して、国、県または市の制度による他の補助または補償等を受けていない方。
- ⑤ 民間賃貸住宅を契約、入居しており、家賃を滞納していない方
- ⑥ 出雲市税を滞納していない方
- ⑦ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- ⑧ 生活保護を受けていない方
- ⑨ 過去にこの助成金の交付決定を取り消された方でないこと



2. 助成金および内容

世帯区分	世帯要件	助成額
新婚世帯	助成金申請時において、結婚5年未満の夫婦が同居している世帯	申請者が契約し、居住する出雲市内の民間賃貸住宅の家賃で、家賃から住宅手当を除く額（2万円以上のものに限る）の2分の1で2万円を上限に助成します。 上限2万円/月（最長12カ月）
子育て世帯	助成金申請時において、18歳以下の子どもが同居している世帯	申請者が契約し、居住する出雲市内の民間賃貸住宅の家賃で、家賃から住宅手当を除く額（2万円以上のものに限る）の2分の1で2万5千円を上限に助成します。 上限2万5千円/月（最長12カ月）

- ① 助成金の対象となる家賃は民間賃貸住宅の月額で、共益費や駐車場使用料等を除いた額とします。
 - ➡ 社宅、寮等の事業所から貸与を受けた住宅や、市営住宅等の公営住宅に入居する場合、助成金は交付しません。
 - ➡ 月の途中において受給対象でなくなった場合は、当該月の家賃助成金は、交付しません。
- ② 助成金の対象となる家賃は、対象者が契約および支払した民間賃貸住宅の家賃に限ります。

3. 募集予定人数

20世帯 ※予算額に達したときは、申請受付を終了する場合があります。

4. 助成金の交付 年2回の交付を予定しています。

第1回 R6年10月末（4月～9月分：10月初めに請求書を提出。）

第2回 R7年4月末（10月～3月分：3月31日付けで請求書を提出。）

5. 申請方法

- 所定の申請用紙に必要事項を記入し、戸籍の附票、出雲市の住民票等（新婚世帯は戸籍謄本も必要）を添付し、市役所縁結び定住課に提出してください。
- 申請用紙は、市縁結び定住課、市のホームページから取得できます。
- 申請・必要書類等の詳細については、「いずもで新生活応援助成金申請の手続き」をご覧ください。

6. 助成金返還について

いずもで新生活応援助成金の交付決定を受けた方が、本助成金の申請日から5年未満で、市外に転出された場合は、助成金の交付決定を取り消し、経過年数に応じた助成金を返還していただきます。

7. その他

期間中、書類（申請書・実績報告書等）の提出に関することや、情報発信に関することについて、市から本人若しくは勤務先に、連絡をすることがあります。

いずもで新生活応援助成金申請の手続き

① 交付申請 提出書類名：いずもで新生活応援助成金交付申請書

添付書類：(1) **戸籍の附票等**市内移住前に、県外に5年以上住民登録が確認できる書類



(2) **住民票等**住所を移したことおよび家族構成が確認できる書類

(3) **戸籍謄本 or 戸籍抄本**新婚世帯（5年未満）を確認する書類

(4) 建物賃貸借契約書の写し

（民間賃貸住宅の入居および家賃、共益費等の内訳を確認）

(5) 就労証明書等（市で定める様式および雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）

(6) その他市長が特に必要と認める書類

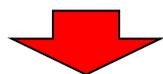


② 交付決定 いずもで新生活応援助成金交付決定通知書（市が通知）

③ 交付請求 6か月毎（10月10日、3月31日までに）

提出書類：いずもで新生活応援助成金交付請求書

添付書類：家賃を滞納していないことが確認できるもの
(領収証、引き落とし通帳の写し)



事業完了後および年度末

④ 実績報告 (手続き時期については、市より案内します)

提出書類：いずれもで新生活応援補助金実績報告書

いずれもで新生活応援補助金交付請求書

添付書類：(1) 家賃を滞納していないことが確認できるもの
(領収証、引き落とし通帳の写し)

(2) 滞納のない証明等出雲市税を滞納していないことが確認できるもの

(3) その他市長が特に必要と認める書類

※申請事項に変更が生じた場合は、変更申請を行う必要があります。詳しくはお尋ねください。



【添付書類について】

証明書類は、提出日(すべての書類が提出された日)から3か月以内に発行されたものをご準備ください。

○ 県外に5年以上の住民登録を有し、市内への移住が確認できるもの

戸籍の附票(※本籍地のある市役所住民担当課で交付) 《有料》

→ 住民票上の住所の履歴が記載されているものです。県外に5年以上住民登録を有している事が確認でき、出雲市に転入されるまでのものがが必要です。なお、戸籍の改製等があると、住所履歴の記載が途切れる場合もありますので、その際は、2通以上必要となります。

○ 住民票の写し等住所を移したことおよび家族構成が確認できるもの

世帯全員・続柄の記載があるもの(※出雲市役所住民担当課で交付) 《有料》

【窓 口】本 庁：市民課 各行政センター：市民サービス課

○ 雇用保険に加入していることおよび住居手当(家賃補助に類するもの)の額が確認できるもの

就労証明書(※勤務先で交付)および雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等

○ 市税等を滞納していないことが確認できるもの

滞納のない証明 《有料》

【窓 口】本 庁：市民税課 各行政センター：市民サービス課

○ 新婚世帯の場合は婚姻日が確認できるもの(結婚5年未満であることを確認)

戸籍謄本若しくは戸籍抄本 (※本籍地のある市役所住民担当課で交付) 《有料》

→ ご夫婦が記載されているもの。